

# 就学援助制度について

横浜市では、お子様を小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子様の就学を奨励する制度を設けています。

就学援助を希望される方は、学校へご相談ください。

## 援助を受けられる方

児童扶養手当を受給されている方、国民年金や国民健康保険の保険料が申請により減免になっている方、その他経済的にお困りの方で同一生計の家族全体の収入が限度額以内の方など、経済的な理由によりお子様を就学させることが困難なご家庭。

## 援助の内容

学用品費、通学用品費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、学校給食費など。

## 申請方法

お子様が通学している学校で配布している「就学援助制度のお知らせ」(毎年4月に配布します)をお読みのうえ、お知らせについている「就学援助申請書」に必要事項を記入し、証明書等を添付して、お子様が通学している学校へお申し込みください。

## 制度についてのお問合せ先

お子様が通学している学校、もしくは教育委員会学校支援・地域連携課就学係までお問い合わせください。

TEL : 045 (671) 3270

FAX : 045 (681) 1415